

「大阪府遊泳場条例」に基づく

# プール開設等の手引き

2023年12月

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

## 1. 遊泳場(プール)とは・・

大阪府遊泳場条例において、「プール」とは、容量 50 m<sup>3</sup>以上の貯水槽を設けて、公衆の遊泳に供する施設をいいます。

## 2. 遊泳場(プール)を開設するには・・

知事の許可が必要です。条例で規定する構造設備や公衆衛生及び安全を確保するための措置に適合させなければなりません。

## 3. 遊泳場(プール)の開設許可申請の流れ

### 事前相談

図面等を持参のうえ、ご相談ください。また、本条例の構造基準に適合していない場合、構造設備の変更等を指示する場合がありますので、建築基準法の建築確認申請前に、ご相談ください。



### 開設許可申請

開設許可申請書及びその他添付資料を持参の上、開設予定日より前(20日以上前)に、余裕をもって申請してください。



### 施設の検査

施設が完成したら、府職員が、開設許可の基準に適合しているか等について検査します。検査日までに、必要な設備・器具等をそろえておいてください。



### 開設許可

書類審査及び施設検査で基準に適合していることが確認されると開設許可されます。許可されるまでは、開設できません。



### 供用開始届

開設許可を取得後、プールの供用を開始する場合、プール供用開始・再開届出書を提出してください。

#### 4. 遊泳場(プール)開設許可申請するにあたっての書類一覧(新規)

- 1 遊泳場開設許可申請書【規則第3条(様式第1号)】
- 2 プールの構造設備等の概要【条例第3条第2項第5号(参考様式第1号)】
- 3 申請者が法人の場合、法人の『登記事項証明書』(3カ月以内)【条例第3条第3項第1号】
- 4 プールの配置図及び平面図【条例第3条第3項第2号】
  - ・利用者の動線、更衣室、トイレ、ロッカー、下足箱、強制シャワー設備、上り用シャワー設備、プールサイドの勾配、水深表示、洗面・洗眼・飲用設備、監視設備、救護所、掲示板換気設備(屋内プールCO<sub>2</sub>濃度計算書)、照度分布 等
- 5 プール(採暖槽を含む)の構造設備図面【条例第3条第3項第3号】
  - ・排水口・吐出口の配置、排水口の構造設備(二重構造) 等
- 6 プール施設の周辺の区域の状況を明らかにした図面(付近見取り図面)【規則第4条第1号】
- 7 プール施設の衛生管理及び安全体制を明らかにした書類【規則第4条第2号】
  - (1) プールの管理体制を示す書面
    - ・水質管理、機械管理、附帯施設管理等の人員体制等
  - (2) プールの水質管理の方法を示す書面
    - ・プール水の浄化、滅菌、水質検査、プール内の清掃等の方法等
  - (3) 事故発生時その他緊急時に講ずる措置を示す書面
    - ・事故、急病人発生時等の措置、緊急時の連絡体制、関係職員の連絡体制等
- 8 喫煙区域の位置を示した図面(喫煙区域を設ける場合のみ)【規則第4条第3号】
- 9 給水及び排水の配管設備図面【規則第4条第4号のイ】
- 10 プール(採暖槽を含む)水の消毒及び浄化の構造設備図面【規則第4条第4号のロ】
  - ・循環フロー図、ろ過器・循環ポンプの仕様書、使用する消毒薬剤 等
- 11 原水の水質検査結果(水道水以外の水を使用する場合のみ)【規則第4条第4号のハ】
  - 水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法によって行った検査の結果を記載した書面(平成15年厚生労働省告示第261号、第2号から第52号まで)

※申請先 関係機関一覧(大阪府HP:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/yueijou/index.html>)を確認の上、所管の保健所に申請してください。なお、申請前に、事前相談が必要ですので、対象の窓口にご相談ください。

※提出部数 正本1部、副本2部

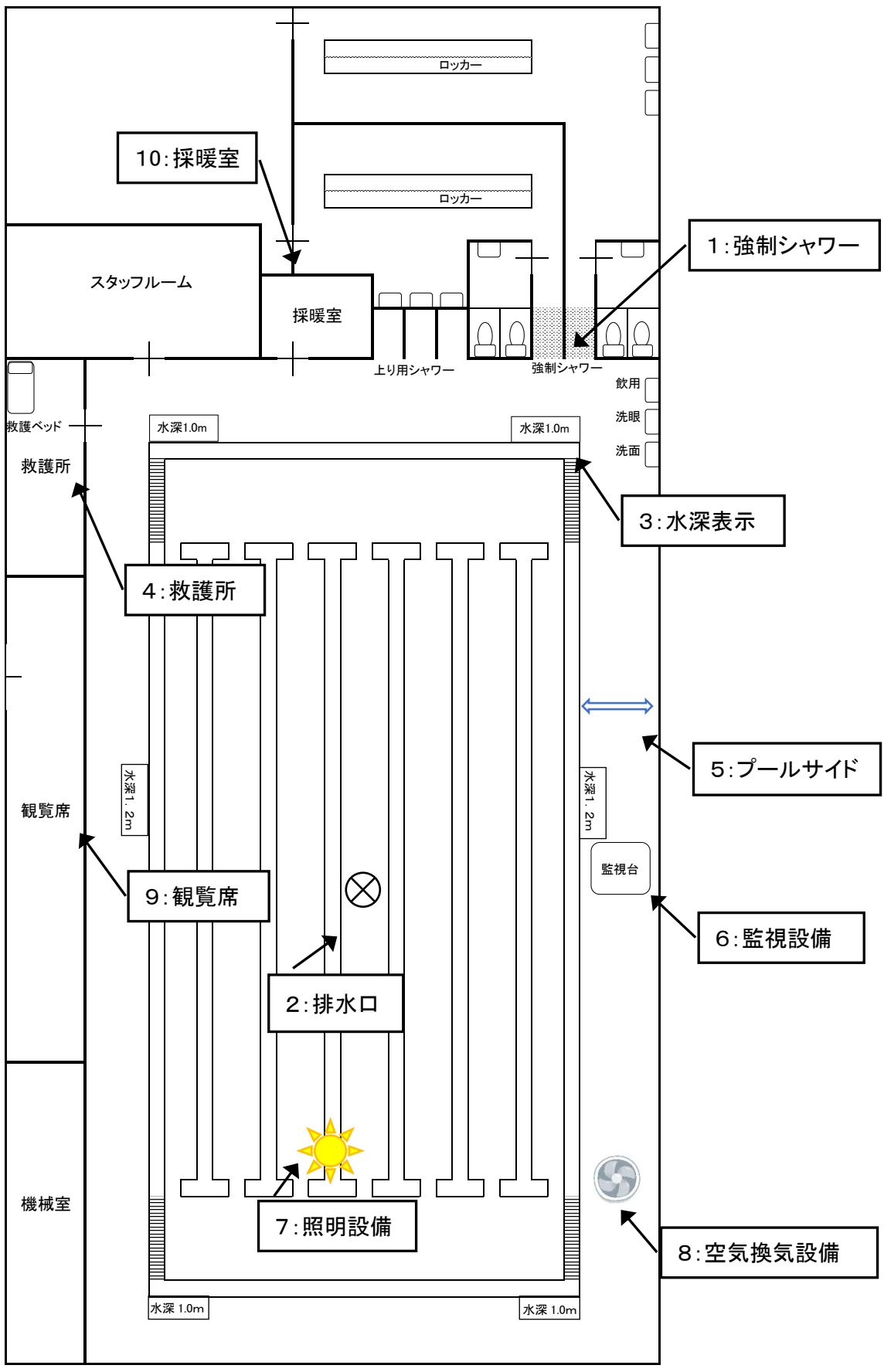
※手数料 8,500円

- ・保健所設置市においては、大阪府庁納付窓口での支払いです。
- ・大阪府保健所においては、各保健所での支払いです。

#### 5. 構造設備基準の注意事項について

問い合わせの多い構造設備の基準について、注意事項をまとめましたので、ご参考ください。なお、他基準については、本条例及び規則をご確認ください。

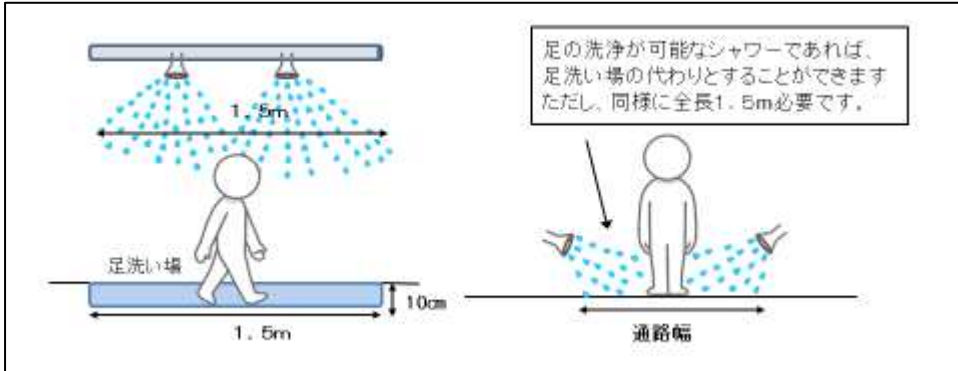
プールの構造設備について



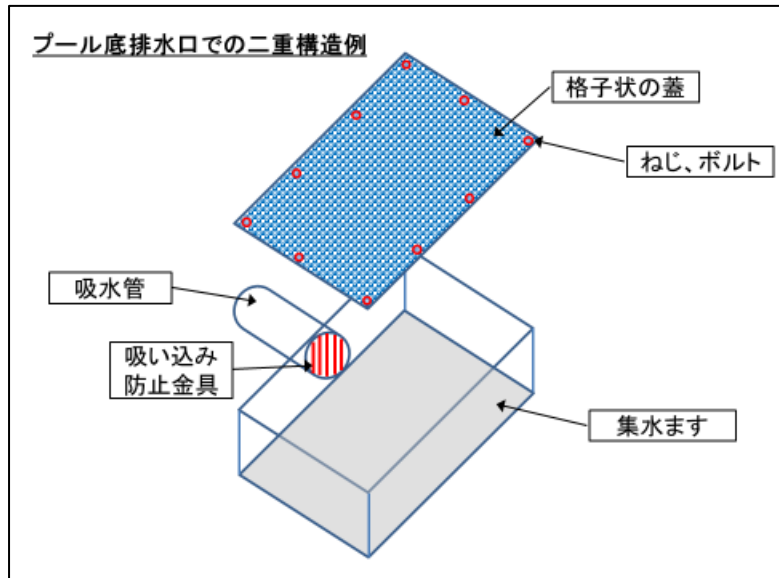
監視台: 遊泳水槽の水面の全体が見渡せる場所に監視設備を設けること(大阪府遊泳場条例 7.12)  
 (規模に応じて台数を増やす、対面にするなど必要)

1: 強制シャワーについて

- ・更衣室及びトイレからプールに至る途中に利用者が必ず通過する場所にシャワー設備を設けてください。
- ・通行者を自動的に感知し、放水する自動感知センサーを備えてください。

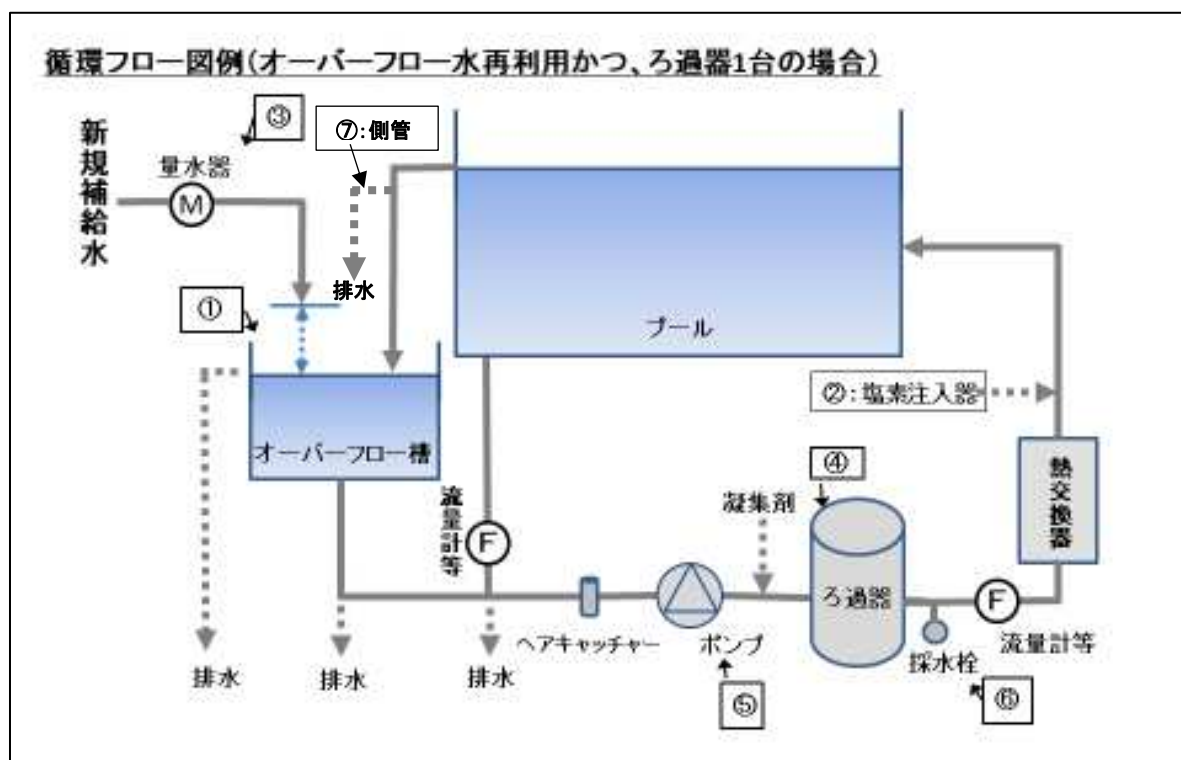


2: 排水口等は、遊泳者の吸い込み防止するため二重構造設備としてください。



- 3: 水深表示は、見やすい場所に表示してください。
- 4: 救護所には、救護用ベッド及びタンカその他の救命用具を備えてください。
- 5: プールサイドは、救命活動時、タンカ等を使用しても支障のない十分な広さを保ってください。  
また、汚水のプールへの流入及び水たまり防止のために、適当な勾配を設けてください。
- 6: プールの水面全体が見渡せる場所に監視設備を設けてください。
- 7: 屋内プールまたは夜間使用の屋外プールの場合、プールの水面及びプールサイドの照度を100ルクス以上にしてください。
- 8: 屋内プールの場合、空気中の炭酸ガス含有率が0.1%以下に保つことができる換気設備を設けてください。
- 9: 観覧席を設ける場合は、プールサイドとは、柵等で区画してください。
- 10: 採暖室を設ける場合は、室温を摂氏60度以下に保つことができる設備にしてください。

## 消毒及び浄化の構造設備について



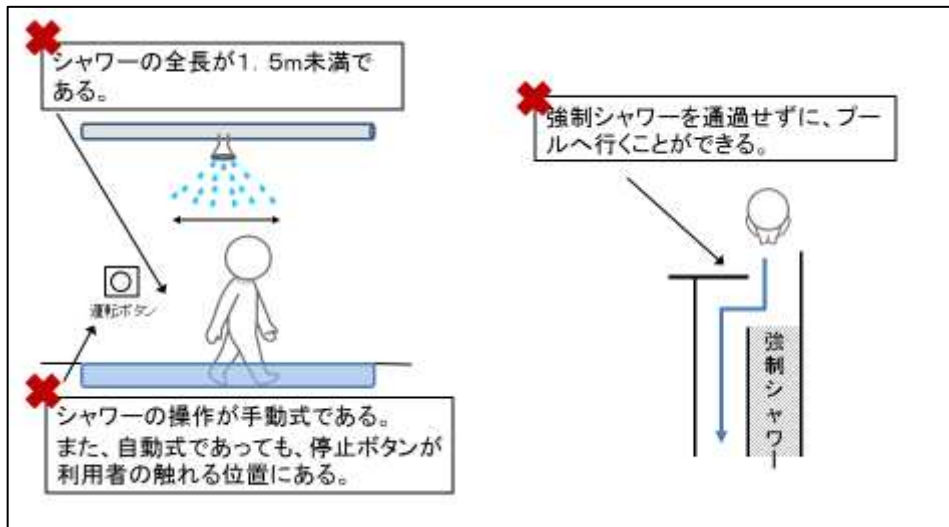
- 1: 逆流防止のため、吐水口空間を設けてください。
- 2: 連続注入機能(手動は不可)がある塩素注入器を設けてください。  
また採暖槽の場合、塩素注入器をろ過器より前の位置に設けてください。
- 3: 新規補給水量を確認するため、補給水系統の見やすい位置に量水器を設けてください。  
また、1時間当たりの循環水量を確認するため、ろ過系統の見やすい位置に流量計を設けてください。  
※オーバーフロー水再利用かつ、オーバーフロー系統と底引き系統をろ過器1台で併用する場合は、オーバーフロー水量が循環水量の過半であることを確認するため、ろ過系統に2カ所以上設けてください。
- 4: 1時間当たりの処理能力が、プール容量にろ過系統の水の容量を加えた量の1/6(夜間に浄化設備の運転を停止する場合は、1/4)以上であるポンプ、ろ過器を設けてください。
- 5: 4に同じ
- 6: 採水栓は、ろ過直後の水を採水検査できるよう、ろ過器の出口に設けてください。
- 7: オーバーフロー水循環系統については側管を設け、必要に応じて容易に排水できるようにすること。

## 消毒剤の保管設備について

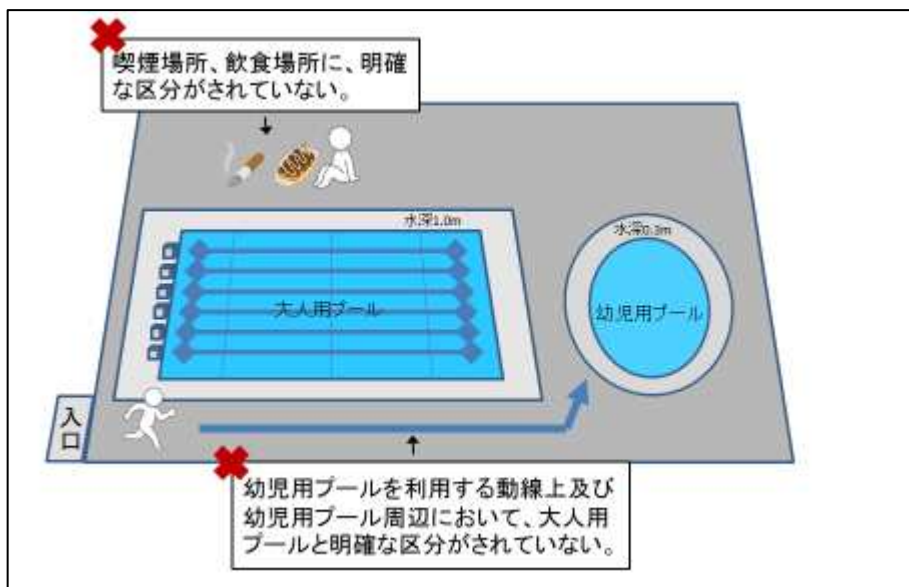
消毒剤が漏洩し、他薬品類(PAC等)と接触すると、塩素ガスを発生することがあるため、危険です。消毒剤が安全に保管でき、危害を防止できるような保管設備を設けてください。

こんな事例はダメです！

強制シャワーについて



プール及びプールサイド内の区分について



## 6. 遊泳場(プール)各種届出について

### (1)プール供用開始・再開届出書(条例第14条第1項、規則第16条)

- ・プールの供用を開始し、又は再開しようとするとき、届出が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類

- 1 プール供用開始・再開届出書【規則様式第6号】
- 2 プールの管理体制を示す書面
  - ・水質管理、機械管理、附帯施設管理等の人員体制等
- 3 プールの水質管理の方法を示す書面
  - ・プール水の浄化、滅菌、水質検査、プール内の清掃等の方法等
- 4 事故発生時その他緊急時に講ずる措置を示す書面
  - ・事故・急病人発生時等の措置、緊急時の連絡体制、関係職員の連絡体制等

### (2)許可事項変更届出書(条例第5条、規則第5条)

- ・プールの名称が変わったとき
- ・開設者の氏名、住所が変わったとき(法人にあっては、名称・代表者・主たる事務所の所在地)
- ・プールの構造設備が変わったとき・・・等は、届出が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類

- 1 遊泳場開設許可事項変更届出書【規則様式第3号】
- 2 登記事項証明書(法人の名称や代表者等変更の場合)
- 3 変更前及び変更後の図面に加え、必要に応じ、構造設備等の概要【参考様式】(プールの構造設備変更の場合)

※構造設備の変更に関しては、事前相談が必要となる場合がありますので、対象の窓口にご相談ください。

### (3)プール開設者の地位の継承(条例第13条、規則第15条)

- ・開設者が譲渡したとき
- ・開設者(個人)が死亡し、相続したとき
- ・開設者(法人)を合併、または分割により承継したとき、届出が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類

##### 1 譲渡承継

- 1 遊泳場(譲渡)承継届出書【規則様式第4号】
- 2 譲渡が行われたことを証する書類

##### 2 相続承継

- 1 遊泳場(相続)承継届出書【規則様式第5号】
- 2 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 3 相続人が2人以上の場合は、その全員の同意書

##### 3 合併承継、分割承継

- 1 遊泳場(合併)承継届出書【規則様式第5号の2】
- 2 又は、遊泳場(分割)承継届出書【規則様式第5号の3】
- 3 合併(分割)後存続する法人の登記事項証明書

### (4)プール休止届(条例第14条第2項、規則第17条)

- ・プールを休止したとき、届出が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類



- 1 遊泳場休止届出書【規則様式第7号】

### (5)プール廃止届(条例第14条第2項、規則第17条)

- ・プールを廃止したとき、届出が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類

- 1 廃止届出書【規則様式第8号】  
2 遊泳場開設許可書(原本)

### 各種届出共通事項

- ※届出先 関係機関一覧(大阪府HP:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/yueijou/index.html>)  
を確認の上、所管の保健所に届出してください。  
※提出部数 正本1部、副本2部  
※手数料 無料

### (6)プール事故発生報告(規則第11条第36項)

- ・遊泳場を利用することに起因する疾病または死亡等の事故が発生したとき、報告が必要です。

#### 届出にあたっての提出書類

- 1 事故発生報告

※事故発生時は、速やかに必要な救命処置、救急要請等を行い、二次被害の防止のための措置を講じ、速やかに所管の機関に報告してください。



様式第1号(第3条関係)

遊泳場（プール）開設許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

大阪府遊泳場条例第3条第1項の規定により、次のとおり遊泳場（プール）開設の許可を申請します。

プールの名称			
プールの所在地			
プールの連絡先	電話番号		FAX
	メールアドレス		
開設期間			
プールの構造 設備の概要			

遊泳場(海水浴場)開設許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

大阪府遊泳場条例第3条第1項の規定により、次のとおり遊泳場(海水浴場)開設の許可を申請します。

海水浴場の名称			
海水浴場の所在地			
海水浴場の連絡先	電話番号		FAX
	メールアドレス		
開設期間			
海水浴場の区域			
施設及び設備の概要			

遊泳場開設許可事項変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

大阪府遊泳場条例第 5 条の規定により、次のとおり遊泳場の開設許可に係る事項の変更の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称			
遊 泳 場 の 所 在 地			
開 設 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 第	月	日 号
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		

様式第 4 号(第 15 条関係)

遊泳場(譲渡)承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大阪府遊泳場条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり譲渡による遊泳場開設者の地位の承継の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称		
遊 泳 場 の 所 在 地		
開 設 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
譲 渡 者	住 所	
	氏 名 〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

様式第 5 号(第 15 条関係)

遊泳場(相続)承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

大阪府遊泳場条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり相続による遊泳場開設者の地位の承継の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称	
遊 泳 場 の 所 在 地	
開 設 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
被相続人との続柄	
被 相 続 人	住 所
	氏 名
相 続 開 始 の 年 月 日	年 月 日

様式第 5 号の 2(第 15 条関係)

遊泳場(合併)承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 主たる事務所の  
所在地

名 称

代表者の氏名

大阪府遊泳場条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり合併による遊泳場開設者の地位の承継の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称		
遊 泳 場 の 所 在 地		
開 設 許 可 の年月日及び番号	年 第	月 日 号
合 併 に よ り 消 滅 し た 法 人	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
合 併 後 存 続 す る 法 人 又 は 合 併 に よ り 設 立 さ れ た 法 人	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
合 併 の 年 月 日	年	月 日

様式第 5 号の 3(第 15 条関係)

遊泳場(分割)承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 主たる事務所の  
所在地

名 称

代表者の氏名

大阪府遊泳場条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり分割による遊泳場開設者の地位の承継の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称		
遊 泳 場 の 所 在 地		
開 設 許 可 の年月日及び番号	年 第	月 日 号
分 割 前 の 法 人	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
分 割 に よ り 遊 泳 場 を 承 継 し た 法 人	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
分 割 の 年 月 日	年	月 日



様式第6号(第16条関係)

プール供用開始・再開届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大阪府遊泳場条例第14条の規定により、次のとおりプールの供用の 開始 再開 の届出を  
します。

プールの名称	
プールの所在地	
開設期間	
管理責任者 氏 名	
衛生管理者 氏 名	
衛生管理者講習会 受講年月日	
衛生管理者講習会 修了証番号	

遊 泳 場 休 止 届 出 書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名 〕

大阪府遊泳場条例第 14 条の規定により、次のとおり遊泳場の供用の休止の届出をしま  
す。

遊 泳 場 の 名 称	
遊 泳 場 の 所 在 地	
開 設 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
休 の 内 止 容	年 月 日から 年 月 日まで休止
休 の 理 止 由	

遊 泳 場 廃 止 届 出 書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大阪府遊泳場条例第 14 条の規定により、次のとおり遊泳場の供用の廃止の届出をします。

遊 泳 場 の 名 称	
遊 泳 場 の 所 在 地	
開 設 許 可 の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃 の 内 止 容	年 月 日 廃止
廃 の 理 止 由	

## プールの構造設備の概要

### 1 経営及び利用形態

経 営	<input type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 民営
利用形態	<input type="checkbox"/> レジャー <input type="checkbox"/> スイミング <input type="checkbox"/> フィットネス <input type="checkbox"/> 学校開放 <input type="checkbox"/> 保養施設 <input type="checkbox"/> 競泳用 <input type="checkbox"/> ダイビング <input type="checkbox"/> その他（ ）

### 2 使用水

遊 泳 水 槽	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）
シ ャ ワ ー	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）
飲 用 水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）

### 3 遊泳水槽

No.	名 称	材 質	形 状	縦 (m)	横 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	水深(m)		容量 (m <sup>3</sup> )	オーバーフロー 再利用
							(最低)	(最高)		
1			<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 変形							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2			<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 変形							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3			<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 変形							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4			<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 変形							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5			<input type="checkbox"/> 方形 <input type="checkbox"/> 変形							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

### 4 循環ろ過設備

No.	種 類	能力(m <sup>3</sup> /h)	夜間 運転	消毒薬剤	使用水槽
1	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> ケイソウ土 <input type="checkbox"/> カートリッジ <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> ケイソウ土 <input type="checkbox"/> カートリッジ <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
3	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> ケイソウ土 <input type="checkbox"/> カートリッジ <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4	<input type="checkbox"/> 砂 <input type="checkbox"/> ケイソウ土 <input type="checkbox"/> カートリッジ <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

### 5 付帯設備

更 衣 室	男	m <sup>2</sup>	便 所	男	(小) 個 (大)	
	女			女	個	
	共同			共同	個	
ロ ッ カ ー	男	個	監 視 設 備	カ所		
	女	個		救 護 所	m <sup>2</sup>	
	共同	個		管 理 事 務 所	m <sup>2</sup>	
洗 面 設 備	個	個	足 洗 い 場	カ所		
洗 眼 設 備	個	個	強 制 シ ャ ワ ー	カ所		
飲 用 水 供 給 設 備	個	個	上 がり 用 シ ャ ワ ー	カ所		
換 気 設 備 (屋内プールの場合)	換気方法	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種				
	換気能力	m <sup>3</sup> /h		換気回数	回/h	

年 月 日

大阪府知事 様

## 事故発生報告書

施設名

開設者

管理責任者

1 事故発生日時	年 月 日 午 時 分
2 被害者	氏名 年齢 性別 住所
3 被害者の 現在の状況	
4 事故の概要 発生場所 時間経過、 発見者など	発生場所
	時間経過
	発見者
	当時の入場者数 子供 名 大人 名
5 事故発生時の 管理体制	監視員 名（詳細配置） 管理責任者 監視員・救護員の事故当時の動き
6 事故発生原因 と思われる事 項	今後の対応
7 今後の対応に ついて	
8 備考	管理日誌の写し、当時の監視員の配置状況、緊急連絡体制等

## プールの管理体制について

① 経 営：（開設者名）

運営：〇〇管理（委託契約により管理を委託）

水質検査機関：〇〇に検査を依頼する

②管理責任者：〇〇 △△

衛生管理者：◆◆ ■■

③プール監視員に対する研修

救助法の訓練：1回／年 消防(局)署 普通救命講習受講

監視員の指揮監督：マニュアルに基づき指導

事故発生時の救急体制、遊泳水槽に起因する疾病発生時の連絡体制の指導

④遊泳者への監視について

監視員の配置：添付図面のとおり

監視台に1名、監視カウンターに1名、巡回1名配置を基本とする。

交代間隔：1時間

注意事項：貴金属をつけていない

入水前にシャワーを浴びること

スイミングキャップの着用

利用者の管理：掲示板による啓発並びに監視員による説明

- 1 利用者心得
- 2 シャワー利用の徹底
- 3 唾液・痰を吐かないこと
- 4 危険物持込みの禁止
- 5 プールサイドでの飲食の禁止
- 6 プール見取図、レーン別用途の案内
- 7 水温の案内

⑤プール施設全般に維持管理について

清掃：毎日実施

排水口及び吸込口等のネジ類の点検：毎日3回実施(始業時・昼間・終業時)

換水：1回／年プール水を全換水

## 水質管理の体制について

- ①設備の点検及び整備  
営業前、営業終了後に実施し、点検表に記入する。
- ②水質検査の実施（検査成績書は3年間保存する）  
○5項目：1回／月  
pH（水素イオン濃度）  
濁度  
過マンガン酸カリウム消費量  
大腸菌  
一般細菌  
○レジオネラ属菌：1回／年  
○総トリハロメタン：1回／年（6月～9月に実施）
- ③遊離残留塩素濃度の測定  
検査はDPD法による  
別紙水質管理日誌による（3年間保存）
- ④水質基準に適合しない場合の対応  
原因追究及び速やかな対応  
保健所への連絡
- ⑤遊離残留塩素濃度測定ポイント  
別紙図面のとおり  
ほぼ対角線上に3カ所
- ⑥報告先  
○○保健所 △△課  
電話  
FAX

緊急時の連絡体制について

